陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 32 号
件名	行政不服審査会答申書の捏造及び審査会での意見陳述の盗聴問題 についての問題解決制度を設けることについて
岁	これと同じ陳情を令和5年6月議会に提出して結果は不採択でしたが、その理由に対して全面的に異議があり、市民の代表、代弁者である議員、議会が市民目線に欠け、至らない行政の代弁をしていると思える、事実に反するような不採択理由です。不採択理由の「既に是正されているとの事柄について「未完成工事中の「既に是正されているとの事柄について「未完成工事中の文章に代わっては、直大な欠陥があると強く主張した」と、全く別ない理由があった。無断録音の盗聴につい理は、わせない。書をの盗聴につい理由があった。無断録音の盗聴につい理由で聞かせない。審査会も録を引かれば自身も最音した、これは認めら同じ内容を陳情いたします。 「政不服審査会を申書者の意見陳述がえても、担当課によるでの主張が書者をあるの申立者、表であるの意見陳述がえても、担当課によるででしても表のない事柄です。また、たとと、形式に同じてをしても表のをしても、担当課に訴訟である。また、たとと、形式に関いたと、形式に関係で、制度がない。」からとよ形式を関いただけで、市民目線である。また、たら話を聴くもそのような疑問及「書様で問題解決のため十分に話を聴がをしてもおな疑問と言語線で一方的に「主張が平行線だから」と今後の面談には応じられないと、門前払いの対応です。 後日、担当課の行政経営課長かいたします。 (裏面につづく)
付 年月日 委員会	第1項 令和5年9月19日
受 理	令和 5 年 9 月 8 日 第 384 号

記

- 1 総務常任委員会で本件答申書を実際に見て、捏造の事実とその 文言を自身と一緒に確認すること。
- 2 担当課に聞くことについては、担当課は審査会ではなく、聞いても事実と異なることや正しくないことを言う可能性が多分にあり、担当課の言い訳を聞くのではなく、直接行政不服審査会に自身と一緒に聞くこと。
- 3 総務常任委員会で自身と一緒に録音を聞いて、その内容を確認すること。
- 4 行政不服審査会答申書及び担当課への疑問、苦情の訴え「答申書の捏造及び意見陳述での盗聴・無断録音」については、物の道理に反する間違った行為であり、市民目線でのこのような問題解決のための制度を設けること。